

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番代 ☎754-12
印刷 よしの印刷株式会社



◀かわいい踊りを披露した辻田真澄ちゃん(岩辻)



◀お年寄りで会場は満員



◀自慢の芸で会場を沸かせた糸の会のみなさん



◀三好町長から記念品が金沢ユキさんへ

みんなで長寿を祝う 敬老会に358人が出席

町主催の敬老会が九月十二日に町公民館三階の大講堂で行われ、長寿を祝いました。七百八十人のお年寄りを招待しましたが、約半数の三百五十八人が出席し、会場は満員でした。

式では三好正之町長が、長寿のお祝いの言葉を述べ、今年度から敬老年金を受けられる三十五人のお年寄りの代表として江本庄之進さん(繩北)に年金証書を贈りました。

また、今年度九十歳にされる十人の代表・金沢ユキさん(南祝)へ町から記念品が、招待者の代表・正司ウメノさん(浜)へ町社会福祉協議会から記念品がそれぞれ贈られました。

県知事(代理、中部社会福祉事務所長)松浦有朋・町議会議員長、重村幸作・社会福祉協議会会長が祝辞。松崎顕一君(井小一年、浜表) 沢見麻理ちゃん(阿小一年、恵比須) 渡辺愛子さん(阿中一年、南祝)が児童・生徒を代表してお年寄りに感謝の気持ちを込めて作文を朗読しました。

これに対して、お年寄りの代表・松田喜三さん(砂三)が感謝の言葉を述べて幕を閉じました。

このあと、ブルーエンゼルなど四団体、三個人が歌や踊りの芸を披露。お年寄りを大いに喜ばせました。

頭部は二輪運転者の弱点 だからヘルメット



ヘルメットを、転倒などの

顔を守る
フロントガラスの役割

オートバイに乗るときには、ヘルメットをかぶる。これは二輪運転者の常識です。また、道路交通法でも、すべての道路においてオートバイに乗る時は、ヘルメットの着用を義務づけています。しかし、「暑いから」「髪が乱れるから」「だれも見ていないから」といって、ヘルメットをかぶらないで運転する人も、少なからずいるようです。

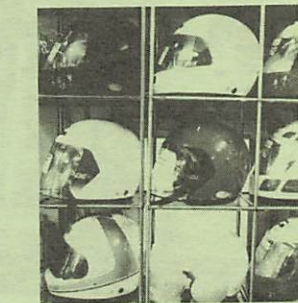
九月二十一日から二十日までは、秋の全国交通安全健民運動の期間です。そこでもう一度、ヘルメットの機能や目的について考えてみましょう。

ぴったり合うことが大事 ヘルメットの選び方

オートバイを運転されるみなさん、ヘルメットを買うときは何を基準に選びますか。もし、デザインのかわつた良さだけで買っているとしたら、それは正しい選び方とはいえません。次のような点に注意して選んでください。



万一の事故から頭を守ることにだけに使う装備だと思ってい



そのためには、いろいろなヘルメットを試着してみるの

よいでしょう。次に、かぶってアゴひもを締めたとき、頭を振ってグラつくものはさけたいものです。走行中にヘルメットがずれたりして視界が狭くなり、運転に支障をきたします。このようなヘルメットは転倒したときに脱げやすく、死亡事故につながる危険性も高いといえます。

頭に合ったヘルメットを選ぶことは、事故のときに頭を守るだけでなく、安全に走行するための条件のひとつなのです。

過信は禁物 転倒しない運転を

つまりヘルメットは、こうした予期せぬ出来事から身を守り、事故を未然に防ぐ効果もあるのです。

では、ヘルメットをかぶってさえいけば安全かというところとばかりも言い切れません。ヘルメットをかぶっていても、死亡した事故は多数あります。事故の衝撃にヘルメットが耐えられても、生身の体が耐えられずに死に至ったケースです。

オートバイの運転で大切なのは、まず転倒しないことです。そのためにも交通ルールを守り、安全運転を心がけたものです。

ゴミの持ち出し

きめられた「袋」と

「日時」守ろう

最近町内の各ごみ集積所に町指定以外のごみ袋が多く捨てられています。

自分一人ぐらいいいだろうという軽い気持ちが多くなると人に迷惑をかけることになり、必ずきめられた袋に入れ、きめられた日時に出示しましょう。

また、井関川、土路石川、山など、人があまり立ち入らないような場所に、空き缶や空きびんだけでなく、残飯などの汚物などの不法投棄が目立ちます。

このような不法投棄などを見かけたら、すぐに警察か、町保健衛生課に連絡を。



粗大ゴミの持ち込みが木曜以外でも出来ませ

清掃センターへの家具、電気製品、トタン、ブリキ、プラスチックなどの粗大ゴミの持ち込みは、今まで木曜のみになっていましたが、現在は日、祭日を除く日の午後二時までできます。

各課からのお知らせ

企画課

有線 2141

就業構造基本調査
にご協力ください

総務庁統計局では、十月一日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民のみなさんの就業・不就業などの実態を把握して、雇用対策などの行政の基礎資料と

なる統計を作るために全国的規模で行われるものです。調査のために、全国で約三十七万世帯が選ばれ、阿知須町でも約十五万世帯が選ばれます。選ばれた世帯には九月下旬に、調査員が伺いますのでご協力くださるようお願いいたします。

なお、この調査は法律に基づいて行われるもので、個人や世帯の秘密は守られますので、ありのままにお答えください。

産業課

有線 2123

農地法に基づく許可
申請は毎月15日までに

農地の所有権、賃貸借権、使用貸借権などの権利の移転、設定をするときは、農地法第三条の申請が必要です。

○農業委員会長許可

現在耕作している面積が五十アール以上か、取得後五十アール以上になる人が町内にある農地を取得するとき。

○県知事許可

他市町にある農地を取得するとき。

○次の場合は、原則として許可できません。

- (1)小作地を小作人以外の方が買い受けようとするとき。
- (2)買い受けた農地を買受人またはその世帯員が耕作しないとき。
- (3)買受人の買い受け後の面積が五十アールに達しないとき。

農地を農地以外のものにしようとするときは、農地法第四条、五条の申請が必要です。

○自分の農地を農地以外のものに利用するときは、農地法第四条申請。

○所有権の移転などにより農

役 場 4111
教育委員会 2022

総務課

有線 2113

秋の交通安全
健民運動

9月21日～30日

思いやり みんなのための交通安全をスローガンに秋の交通安全健民運動が展会されます。期間は九月二十一日(月)から三十日(水)までの十日間。

阿知須町交通事故発生件数

(7月末まで)

	61年	62年	増減
発生件数	15	22	+7
死者	0	1	+1
重傷	3	1	-2
軽傷	17	20	+3



今回の運動の重点目標は次の四つです。

- 一、歩行者、自転車利用者、特にお年寄りの交通事故防止
- 二、無謀運転の追放
- 三、交差点における正しい交通ルール・マナーの実践
- 四、正しい方法によるシートベルト・ヘルメットの着用の徹底

ことしの町内における交通事故発生状況は表のとおりで、発生件数および負傷者が増加し、死者も一名あります。引き続き安全運転を心がけましょう。

住民課

有線 2132(福祉)
2135(戸籍)

児童手当
の特例給付の支払い

児童手当や児童手当特例給付金の今回の支払いは、町から次のとおり受給者の貯金口座に振り込みます。

- ▽支払日 十月九日(金)
- ▽支払内容 六月分～九月分
- ただし、六十二年七月分以降支給開始の認定通知を受けた人および支給廃止になった人については、それぞれの月の額になります。
- 児童手当についての手続きや問い合わせは、福祉係まで。

保健衛生課

有線 2122

健康診査を実施中

老人保健法による健康診査を次のとおり実施しています。まだの人はぜひ診査を受けて、自分の健康状態をつかむようにしてください。

▽期日 九月中(休日を除く診療時間内)

▽場所 同仁病院・共立病院

公給領収証は必ず受け取りましょう

県では十月を「公給領収証の受領交付強調月間」とし、お店の経営者には公給領収証の交付を、また利用者には受領を呼びかけています。

料理飲食等消費税はみなさんが料理店、バー、旅館、飲食店などを利用されたときに課税される県税で、料理店などの経営者が県に代って料金といっしょにこの税金を徴収して県に納める仕組みになっています。

みなさんが料理店などで料金と料理飲食等消費税を支払われるとき、経営者は、この税金を受け取ったしとして「県が交付した公給領収証」をお渡しすることになります。

料理飲食等消費税が確実に県に納められるよう必ず「公給領収証」を受け取りましょう。

税率などのあらまはは次のとおりです。

- ▽料理店・バー・キャバレー 利用料金の十パーセント
- ▽飲食店・スタンド、一人一回の利用料金が二千五百円を超える場合に利用料金の十パーセント
- ▽旅館の宿泊 宿泊料金が五千円を超える場合に宿泊料金から二千五百円を控除した残りの利用料金の十パーセント

尚税 宮崎

おし らせ



赤い羽根募金運動

10月1日から始まります

「赤い羽根」で親まれている国民助け合いの共同募金が、今年も十月一日から全国一斉に行われます。

わかち合うしあわせをスロ―ガンに、お互いに困ったと

十月五日から十一日までは全国道路標識週間です。

日ごろ、何気なく見なれている道路標識も、道路の安全・快適・円滑な利用を守るための重要な施設で、正確に情報が提供されるよう管理されています。

県や町では道路標識が正しく設置されているか、さらにその管理が徹底されているか検討しています。

みなさんのご意見やお気づきの点がありましたら山口土

千四百三十八円がみなさんから寄せられました。

この浄財は、恵まれない子どもやお年寄り、身障者の方の福祉向上のために役立てられました。

今年も、一戸あたり六百円

を目標に募金活動を行います。みなさんの温かいお気持ちにより、一人でも多くの人々の幸せが築かれますよう、ご協力をお願いします。



本事務所(山口②一〇七〇)が役場建設課にご連絡ください。

それは赤い羽根です。昨年は、町内で二百五万二

千四百三十八円がみなさんから寄せられました。

この浄財は、恵まれない子どもやお年寄り、身障者の方の福祉向上のために役立てられました。

心身障害児のための療育相談会

心身障害児療育相談会が次のとおり開かれます。

この相談会は、在宅心身障害児の早期発見、早期治療をはかるためのもので、医師や専門家が適切な助言、指導、療育機関の紹介などを行います。

▽日時 十一月十三日(金) 午後一時～三時
▽場所 山口保健所(山口市

司法書士の無料相談会

司法書士の無料法律相談が次のとおり開かれます。

▽日時 十月一日(木) 午前九時から午後三時まで

▽場所 町役場二階保健室

▽相談内容 登記、供託、訴訟書類作成など、司法書士の業務に関するもの

▽問い合わせ先 山口県司法書士会(山口②四五二〇〇)

自然観察指導員講習会受講者募集

県では地域の自然観察の核となる指導者を養成するため次のとおり自然観察指導員講習会を開きます。

▽期日 十月十七日(土)から十九日(月)までの二泊三日

高齢者

オリンピック大会

▽申し込み 十月三十日(水)までに、町住民課福祉係へ。

歌会始のお題は「車」

昭和六十三年の歌会始のお題が「車」と定められました。

この詠進歌の要領は町役場に備え付けてあります。

希望者は町役場企画課までおいでください。

なお詠進歌を宮内庁が受け付ける期限は十月十二日となっております。

▽場所 山口県萩青年の家(萩市堀内)

▽参加資格 二十歳以上で、自然保護教育の重要性を認識し、自然観察会活動の推進に意欲があり、期間中すべての講義を受講できる人

▽定員 七十名、先着順

▽参加費 一万円(宿泊費、受講料など)

▽申し込み方法 十月五日(月)までに電話で県庁環境保健部自然保護課(山口②〇六五〇)へ連絡を

◆催しもの◆

22日 乳幼児衛生教育(役、午後一時)

25日 妊婦教室(役、午前九時半)

27日 町内球技大会(阿中、干拓グラウンド、勤労者体育センター、午前八時)

30日 麻しん(新井医院、午後二時～三時)

▽相談員 不動産鑑定協会山口県部会(会員三十人)に所属する不動産鑑定士。不動産鑑定士は「不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年施行)」に基づいて国土庁が実施する高度な国家試験に合格、土地・建物またはこれらの所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価格に表すことを仕事としている人たちです。国・県・市町村などが公共事業を実施するときや売買するときの不動産の価格はこれらの人たちの判定を尊重して決定することが多くなっています。

土地・建物の有効利用と価格の決め方など

10月8日 宇部市役所

不動産鑑定士が無料相談

(社)日本不動産鑑定協会山口県部会では不動産に関する無料相談会を開きます。

▽日時 十月八日(木) 午前十時から午後四時まで

▽場所 宇部市役所二階第三会議室

▽相談内容 例えば地代や家賃はどうきめたらよいか。料金を改定するなどのかなりの率が適正か。売買や担保・相続・交換・補償等に当たっての適正価格は、土地をどのように使ったら有効か、またその採算性は……というようなこと。その他不動産についてどんなことでも相談に応じるということです。

▽その他 今回は宇部、小野田、楠、阿知須地区を対象としているので「阿知須町の人にも遠慮なしに利用してほしい」と呼びかけています。後援は国土庁、山口県、本町など関係市町。